

観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

事業全般・スケジュール等に関して

事業全般		
No.	問	回答
1	補助対象経費の上限はありますか。	特に設けておりませんが、補助対象経費は各補助事業の補助対象要件を満たすもののみとなります。
2	オリンピック競技会場等において行う事業は、この補助金の対象となり得ますか。	補助対象事業によって異なりますが、補助対象となる場合があります。 ただし、この場合においても、本補助金は、あくまで「まちあるき」の満足度向上を目的としていることから、当該施設の内部だけでなく、当該会場の周辺区域を含む整備計画を策定することが必要です。 なお、「多言語観光案内標識の一体的整備」、「無料公衆無線LAN環境の面的整備」及び「公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上」の事業においては、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない施設において実施する場合は、対象外となります。
3	事業が複数年度にまたがる場合（設計のみを今年度実施して、来年度に工事及び事業が完了する等）も、申請することは可能ですか。	交付決定後の工事着手及び当該年度内での事業完了・運用開始が必要です。
4	国からの補助とは別に都道府県等の地方自治体からの補助金等を受けることは可能ですか。	可能です。ただし、地方自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
5	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
6	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。
7	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	法人格を有している場合は、含まれます。

スケジュール関連

8	整備計画の認定、交付決定までにどのくらいの期間がかかりますか。	募集期限から1ヶ月程度で計画が認定されます。 その後、交付申請書をご提出いただき個別事業の交付決定を行います。計画認定後1ヶ月程度で交付決定される予定です。
9	交付が決定するまでの間、事業を進めることは可能ですか。	交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。事前着手されたものは補助対象外となります。
10	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいですか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標として完了実績報告書をご提出いただきますようお願いいたします。
11	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。

観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

旅行環境まると整備計画に関して

No.	問	回答
12	特定観光地の考え方を教えてください。特定観光地としようとしている観光地が指定市区町村の区域を越えて広がっている場合には、指定市区町村以外の区域も整備計画の対象区域に含めることができるのでしょうか。	<p>本事業において、特定観光地とは、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市町村に係る観光地をいいます。</p> <p>特定観光地をどのようなものとするか、また特定観光地の範囲をどの程度整備計画の対象とするか等については指定市区町村等において適宜設定して頂くこととなりますが、整備計画の対象区域の範囲は、整備計画の「事業の目的等」に記載した内容と整合する必要があるとともに、あくまで本事業が「まちあるき」の満足度向上を目的としていることを踏まえ、社会通念上妥当なものとなるよう留意してください。</p> <p>特定観光地が指定市区町村の区域を越えて広がっている場合については、指定市区町村等が共同して整備計画を策定することが原則となります。</p> <p>特定観光地が指定市区町村の区域を越えて広がっており、指定市区町村以外の市区町村の区域にまたがる場合は、整備計画の「目指すべき将来像」を実現するために必要最小限度の範囲において、指定市区町村以外の市区町村の区域を整備計画の対象区域として含めても差し支えない場合があると考えられます。</p>
13	同じ観光地において都道府県、市区町村、DMOがそれぞれ整備計画を策定することは可能でしょうか。	観光地において一体的な整備を行っていただくため、関係者ごと調整の上、連名等により整備計画をご提出ください。
14	都道府県が整備計画を作成する場合には、指定市区町村外の整備であっても補助対象となるのでしょうか。	指定市区町村内における特定観光地の整備が補助対象となります。 No.12の回答を参考として、特定観光地をどのようなものとするか、また特定観光地の範囲をどの程度整備計画の対象とするか等について適宜設定してください。
15	1箇所の指定市区町村が、複数の整備計画を作成することはできますか。	特定観光地ごとに、作成することが可能です。
16	設定する評価指標について「満足度関連指標」「消費関連指標」とは例としてどのような指標がありますか。	満足度関連指標としては、SNSの投稿数、アンケート評価等が想定されます。また、消費関連指標としては、計画区域における入込客数、旅行消費額及び宿泊者数等が想定されます。整備目的に応じて、適切な指標を設定してください。（満足度関連指標の設定を必須とします）
17	オリンピック競技会場等を、計画区域に含めることはできますか。	<p>可能です。この場合においても、本補助金は、あくまで「まちあるき」の満足度向上を目的としていることから、当該施設の内部だけでなく、当該会場の周辺区域を含む整備計画を策定することが必要です。</p> <p>ただし、オリンピック会場施設内は、「商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所」に該当する場合、「多言語観光案内標識の一体的整備」、「無料公衆無線LAN環境の面的整備」及び「公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上」の対象外となります。</p>
18	計画に記載する補助対象事業費等は、概算での記載でよいですか。	実施する補助対象事業の要望書に記載している補助対象経費の合計を見込額として記載してください。
19	公共交通等を利用した移動範囲を含めて、計画区域に含めることができますか。	計画区域の範囲は、あくまで本事業が「まちあるき」の満足度向上を目的としていることを踏まえ、社会通念上妥当なものとなるよう留意してください。
20	指定の整備計画書とは別に、補足情報として別添資料を提出することは、可能ですか。	可能です。

観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

21	K P I を測定する際の費用（アンケート調査費等）は補助対象に含まれますか。	補助対象外となります。
----	---	-------------

個別事業の共通事項について

No.	問	回答
22	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
23	多言語での案内標識・案内表示について、校正を行うための費用は補助対象に含まれますか。	補助対象となります。
24	無料公衆無線LAN環境の整備要件に記載されている「利用者の容姿若しくは氏名の確認をとることが可能な場所で使用される場合」とは、どういった場合ですか。	目視、監視カメラや利用者の帳簿等から利用者の出入りを十分に把握することが可能であり、セキュリティが確保できるエリアをいいます。
25	複数事業者の見積りは必須でしょうか。	経費の妥当性を判断するため、複数事業者の見積りを求めています。 なお、地方公共団体が補助対象事業者の場合であって、公共建築工事積算基準等に基づいて地方公共団体が作成した設計書の場合は、複数見積りは不要です。
26	補助金の支払日を指定したり、事前に教えてもらうことは可能ですか。	支払請求書を受領してからの手続きとなります。支払日を指定したり、支払日を事前にお伝えすることができませんので、ご了承ください。
27	補助金の前払いを受けることは可能ですか。	概算払いをすることは可能です。 概算払いの可否については、交付決定後に状況を踏まえての個別判断となりますので別途ご相談ください。なお、この場合においても当該年度内の事業完了をしていただき、補助金の精算を行うこととなります。

多言語観光案内標識の一体的整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の多言語観光案内標識について申請する場合、要望書は案内標識ごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、案内標識毎の要望書提出は不要です。 多言語観光案内標識の一体的整備においては、原則、複数箇所を組み合わせることが要件であるため、同一設置主体が整備計画の範囲内に設置する案内標識をまとめて要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	既存の案内標識に英語を追記することは補助対象となりますか。	整備計画内において、デザインが統一されていることが要件となっておりますので、既存の案内標識が要件を満たしていることが必要となります。
3	案内標識のデザインについては、今回設置する案内標識が統一されていれば補助対象となりますか。	旅行環境まると整備計画区域内において整備するとされた案内標識のデザインが統一されている必要があります。整備計画において複数事業者による整備を計画している場合、対象事業者全てのデザイン・多言語表記の表現が統一されている必要があります。
4	多言語観光案内標識をデジタルサイネージで整備する場合、配線工事についても補助対象となりますか。	本工事費の一部として申請することが可能です。 ただし、配線工事の範囲については設置に必要な最低限度とし、屋外においては、最寄りの電柱の接続端子等までとなります。
5	デジタルサイネージによる情報発信に附随する設備としての専用パソコンについて、動画の編集や事務作業にも併用可能ですか。	補助対象となる専用パソコンはデジタルサイネージでの情報発信を行うための専用パソコンであり、事務作業等多用途で活用することはできません。
6	デジタルサイネージによる情報発信に広告を伴う内容が含まれていても補助対象となりますか。	広告収入を伴わない観光情報を主として発信する場合において、広告収入が設備の維持管理費程度であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。 ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。

観光スポットの掲示物等の多言語化 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の観光スポットについて申請する場合、要望書は観光スポットごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が複数の観光スポットについて応募される場合は、観光スポットごとに要望書を作成してください。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	観光スポットとは、どのような場所を指すのか。	観光スポットは、整備計画区域の中で訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等をいう。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場等を除きます。
3	有料の観光スポットでも、補助対象となるのか。	補助対象となります。 ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場等を除きます。
4	口コミサイト等の客観的な評価において、どの程度の評価をされている必要がありますか。	例えば、訪日外国人を対象とした口コミサイト等で一般に公開されている順位等において、過去5年以内に高い評価を得ていることが想定されます。
5	既存の掲示物等に英語を追記することは補助対象となりますか。	補助対象となります。

無料公衆無線LAN環境の面的整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の無料公衆無線LANについて申請する場合、要望書はアクセスポイントごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、アクセスポイント毎の要望書提出は不要です。 無料公衆無線LAN環境の面的整備においては、原則、複数箇所設置が要件であることから、同一設置主体が整備計画の範囲内に設置するアクセスポイントをまとめて要望書を作成し、提出ください。
2	協議会等について、複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は含まれますか。	当該協議会が法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

補助対象事業		
No.	問	回答
3	大規模施設の一部に無料公衆無線LANを設置する場合、その費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、施設（建物）の建設費用は、補助対象となりません。 ただし、無料公衆無線LANの設置費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
4	面的な整備を行うとは、動線上で常に公衆無線LANが使える環境でなければならないということか。	無料公衆無線LAN環境の面的整備について、応募要領の補助対象要件に記載のとおり、主に以下を満たすものとしています。 ・整備（設置）する箇所は、複数箇所以上とすること ・（電波の重なりを考慮しつつ、）屋外においても利用可能な場所を用意すること ・統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、一度認証することで、接続できること （詳細は応募要領をご確認ください。）
5	公衆無線LAN機器本体（アクセスポイント）の設置場所は、屋内であっても良いのか。	機器設置場所が屋内の場合でも、要件にある「（電波の重なりを考慮しつつ、）屋外においても利用可能な場所を用意すること」を満たすことが可能であれば補助対象となります。 ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受する箇所への機器の設置は補助対象外となります。
6	公衆無線LAN機器は既に保有している場合、鉄塔・受電設備・送受信機・ケーブル等についてのみを要望することは可能か。	左記の要望・整備により、当該計画区域において、まちなかを散策する訪日外国人旅行者への通信環境の提供を目的とし、面的な無料公衆無線LANが整備されるのであれば、可能です。
7	無料公衆無線LAN機器の認証画面において広告を掲載することは可能か。	設備の維持管理費程度の収支であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。
8	既存の無料公衆無線LAN環境を統一したSSIDにする費用は補助対象となるか。	統一したSSIDにすることで、「一度認証することで、接続できる環境」が実現するのであれば、補助対象となります。
9	公衆無線LAN機器そのものへのセキュリティ対策は補助対象になるか。	補助対象となります。なお、LAN環境全体のセキュリティに係る監視装置（サーバ等）は補助対象外となります。
10	設置場所にネット回線がないため、ネット回線を敷設する費用も補助対象となるか。	敷設する費用のうち、整備する公衆無線LAN機器の最寄りの電柱からの敷設費用は補助対象となります。通信事業者の通信ビルから最寄りの電柱まで敷設する光ファイバー等は補助対象外となります。
11	持続的な無料公衆無線LAN環境の整備の為、自動販売機内蔵型の機器を設置したいが、補助対象となるか。	公衆無線LAN機器本体、LAN機器及び認証システムの設定費を明確に分けられる費用のみ補助対象となります。

無料公衆無線LAN環境の面的整備 Q&A

12	店内の無料公衆無線LAN機器についても補助対象となるか。	店内（商業施設内）への設置は補助対象外となります。 なお、地域の飲食店、小売店等における多言語対応、先進的決済環境の整備において、事業実施に伴い、無料公衆無線LAN機器の整備費用の一部が補助対象となる可能性がありますので、別途ご検討ください。
13	既存の無料公衆無線LAN機器が仕様上IEEE802.11ac（Wi-Fi5（5GHz帯））以上に対応していない場合、既存の整備（設置）箇所に含めることはできないのか。	含めることは可能です。 なお、対応機種への機能向上を行うための交換を行う場合、補助対象となります。
14	共通シンボルマークJapan. Free. Wi-Fiの掲出はいつまでに実施する必要があるか。	完了実績報告の提出までに掲出し、掲出された写真を提出いただくこととなります。

ワーケーション環境の整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の「ワーケーション環境の整備」について申請する場合、要望書は整備する施設ごとの提出となるのでしょうか。	整備する施設ごとに要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
2	どのような場所への整備が補助対象となるのでしょうか。	計画エリア内に立地する商店街の空き店舗や、学校の旧校舎、図書館や公民館でも空きスペースを他の用途（外国人観光客向けワーケーション施設）として再利用するケースは対象になり得ます。
3	旅館やホテル、キャンプ場に施設を整備することは可能でしょうか。	宿泊施設における整備は本事業では補助対象外となります。宿泊施設等における整備については観光産業課へお問い合わせください。
4	観光スポットや営利目的施設の中に施設を整備することは可能でしょうか。	観光スポット及び営利目的施設内への整備は補助対象となりません。
5	土地購入費、補償費は補助対象となりますか。	補助対象となりません。
6	人件費は補助対象となるのでしょうか。	人件費は補助対象となりません。
7	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
8	ワーケーション施設利用料を収受しますが、補助対象となりますか。	施設利用料により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であれば、補助対象となります。必要に応じて収支（予定）を確認させていただきます。

施設整備に関する費用		
9	新築する場合の工事費は補助対象となるのでしょうか。	躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）および外装工事、トイレ空間を除く衛生設備工事は対象外となります。なお、受付、ワーキングスペース、トイレ以外の工事についても補助対象外となります。
10	施設整備の設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象となりません。
11	施設整備の実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、施設の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。
12	壁等で仕切られていない空間をワーケーション施設とすることは可能でしょうか。	他のスペースとは壁等で明確に区切られた空間である必要があります。
13	ワーケーション施設と他施設で共用するトイレを整備する場合は補助対象になりますか。	他施設と共用のトイレは補助対象になりません。ワーケーション施設専用のトイレの場合は補助対象になります。
14	備品を保管する倉庫、そうじ道具などは補助対象となりますか。	補助の対象となるのは、主に訪日外国人を含む旅行者が利用する部屋等となりますので、倉庫やそうじ道具などは補助対象となりません。
15	施設の一部をワーケーション施設とする場合、無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	ワーケーション施設のスペースをカバーする無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、ワーケーション施設と別の範囲をカバーする無線LANは、補助対象になりません。）
16	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	ワーケーション施設の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限りません。

ワーケーション環境の整備 Q&A

17	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅等から、ワーケーション施設へのアクセスルート上となります。
18	ワーケーション施設内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	ワーケーション施設の情報を含む周辺地図であれば補助対象となります。

備品整備に関する費用

19	補助事業を活用して設置した備品等について利用者から個別に使用料を徴収しても良いですか。	国の補助を充当した個別の備品について利用料を徴収しないでください。備品等の維持管理に費用がかかる場合は施設利用料に含めることとしてください。
20	利用者が荷物を保管するコインロッカーは補助対象となりますか。	硬貨返還方式のものに限り補助対象となります。

ホームページ

21	現在、日本語のみで稼働しているホームページを多言語化する場合、補助対象となりますか。	既存のホームページがワーケーション施設の予約システムを多言語で提供するものであれば、その多言語化は補助対象となります。ただし、補助対象となるのはワーケーション施設に係る箇所のみとなります。
----	--	--

多言語対応、キャッシュレス決済

22	本事業により整備した端末等を設置する施設において、多言語対応、キャッシュレス決済対応について案内をする必要はありますか。	店舗入口やカウンター等において、翻訳機がある旨やキャッシュレス決済の内容をインバウンドも理解できるよう多言語（最低限英語）で案内表示をしてください。
23	多言語案内・翻訳用タブレット端末で事務作業や利用者管理等を行っても良いですか。	多言語案内・翻訳用タブレット端末は施設利用者への多言語での案内業務のみに使用し、他の業務での使用はしないでください。
24	多言語対応において、タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	指定はございませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。
25	多言語対応において、翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	翻訳アプリの導入に係る初期設定費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。
26	多言語対応において、多言語翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなしますので、補助対象外となりません。
27	AIチャットBotの初期設定における情報提供範囲に制限はあるでしょうか。	ワーケーション施設に関する情報に限ります。それ以外の情報も含まれる場合は、ワーケーション施設に関する情報とそれ以外の情報を明確に分けることができれば、ワーケーション施設に関する情報については補助対象となります。
28	AIチャットBotについては、ワーケーション施設の設置事業者のHPに設置する費用も補助対象となるでしょうか。	ワーケーション施設の情報に掲載されているHPである場合、当該HPとAIチャットBotとの連携は補助対象となります。
29	キャッシュレス決済環境の整備において、対象となるキャッシュレス決済手段とはどのようなものですか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合にあっては対象となりません。
30	キャッシュレス決済環境の整備に必要なアプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	アプリの導入に係る初期設定費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。
31	キャッシュレス決済環境の整備に必要な機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなしますので、補助対象外となりません。
32	既にクレジットカード決済に対応している施設に対し、新たにQRコード決済に対応するためにタブレット端末を整備することは可能でしょうか。	可能です。既にキャッシュレス決済に対応している施設であっても、端末等の整備により対応が可能となる決済手段が増加する等、何らかの機能向上が見られる場合は補助対象となります。

地域の飲食店、小売店等における多言語対応、先進的決済環境の整備

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	「日本版DMO等の観光庁に登録されたDMO」とは、候補法人も含まれるのでしょうか。	含まれます。ただし法人格を有している必要があります。
2	「その他地域における観光まちづくりに取り組む法人」とは、団体名が〇〇観光局、〇〇観光・コンベンション協会等の名称の団体も含まれるのでしょうか。	含まれます。ただし、観光振興を目的として公益的な事業を行う団体に限ります。
3	法人格を持たない団体でも、補助対象となる場合はありますか。	構成員に地方公共団体又は代表者に法人格を有する者を含む地域の活性化に資する団体であって、応募要領に記載された事項を規約等で定めている団体であれば、法人格を有さずとも補助対象事業者となる可能性があります。

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
4	1箇所の博物館において、多言語対応、キャッシュレス決済環境の整備及び免税対応環境の整備を一斉に実施する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。複数箇所において補助対象事業が実施される場合に補助対象となります。
5	計画区域内で、複数の民間事業者から要望書の提出があり、それぞれ整備する機器が違っている場合（ある店舗は多言語対応機器、ある店舗はキャッシュレス機器）に、面的な整備の補助対象になりますか。	多言語対応機器のみあるいはキャッシュレス機器のみの整備で受入環境が整うという状況でしたら補助対象となり得ます。
6	補助スキームの違いは何でしょうか。	貸与するスキームの場合、整備した機器の財産管理者は申請者である地方公共団体等となります。 民間事業者等から直接申請するスキームの場合、整備した機器の財産管理者は申請者である民間事業者等となります。この場合、民間事業者等は法人格を有する必要があります。
7	本事業により整備した端末等を計画区域内の店舗・事業所等へ貸与する場合、貸与先について報告する必要がありますか。	要望書の様式により貸与先について報告してください。
8	本事業により整備した端末等を設置する店舗・事業所等において、多言語対応、キャッシュレス決済対応及び免税対応について案内をする必要はありますか。	店舗入口やカウンター等において、翻訳機がある旨やキャッシュレス決済の内容、免税対応店舗である旨をインバウンドも理解できるよう多言語（最低限英語）で案内表示をしてください。

多言語対応		
No.	問	回答
9	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	指定はございませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。
10	音声ガイドの機器購入費、ガイド内容の翻訳費は補助対象となりますか。	機器購入費については補助対象となりますが、翻訳費については補助対象となりません。
11	翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	翻訳アプリの初期導入費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「Voicetra」アプリが無料で利用できますのでこちらの活用についてご検討ください。
12	多言語翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象となりません。
13	補助事業により導入したウェアラブル翻訳機を計画区域内において活動するボランティアガイドへ貸与する場合、翻訳機の利用に際して必要となる無線LAN環境の整備を計画区域内でまると実施することは可能でしょうか。	無料公衆無線LAN環境の面的整備においては、「無料公衆無線LAN環境の面的整備」の活用をご検討ください。

地域の飲食店、小売店等における多言語対応、先進的決済環境の整備

キャッシュレス決済環境の整備		
14	対象となるキャッシュレス決済手段とはどういったものですか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合には対象となりません。
15	既にクレジットカード決済に対応している店舗に対し、新たにQRコード決済に対応するためにタブレット端末を貸与することは可能でしょうか。	可能です。既にキャッシュレス決済に対応している店舗であっても、端末等の整備により対応が可能となる決済手段が増加する等、何らかの機能向上が見られる場合は貸与先として差し支えありません。
16	現金対応のみであった美術館のチケット売場に新たにクレジットカード対応の自動券売機を設置する場合、補助の対象となりますか。	クレジットカード決済及びLAN環境の整備にかかる経費を分離することが可能であれば、一部の経費について補助の対象となり得ます。

免税対応環境の整備		
17	新たに免税対応する店舗へ設置する免税対応のためのカウンターは補助の対象となりますか。	手続委託型消費税免税店へ設置する場合は補助の対象となります。
18	免税手続きの電子化に対応するためのシステムの導入費や改修経費は補助の対象となりますか。	補助の対象となります。

店内表示及びメニューの多言語化、オンライン化		
19	対象となるメニューのオンライン化とはどういったものですか。	飲食店等においてメニューを旅行者が閲覧するにあたり、旅行者の端末で閲覧若しくは閲覧及び注文するための整備です。
20	メニューのオンライン化やキャッシュレス決済環境の整備に必要なアプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	アプリの購入費用及び導入に係る初期設定費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。
21	メニューのオンライン化やキャッシュレス決済環境の整備に必要な機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象となりません。
22	オンライン注文（決済）システムと一体型のレジ端末は補助対象となりますか。	オンライン注文（決済）システムと切り分けできないものは補助対象となります。ただし、専用の筐体を用いるものやキャッシュドローアは補助対象となりません。

ホームページ		
23	現在店舗のホームページがなく、ホームページの作成に合わせて、外国語対応・スマートフォン版の表示を行う場合、補助対象になりますか。	日本語表記のホームページの制作費は対象外ですが、多言語化やスマートフォン版の制作費は対象となります。

免税販売手続を行う自動販売機の整備		
24	2021年10月1日から適応される免税販売手続を行う自動販売機の機器購入費、機器設置工事費用は補助対象となりますか。	補助の対象となります。
25	2021年10月1日から適応される免税販売手続を行う自動販売機とは具体的にどういった機器が補助対象となるのですか。	国税庁長官が観光庁長官と協議して指定したものに限ります。
26	免税販売手続を行う自動販売機の設置場所について、「周遊経路上」とはどういった場所でしょうか。	整備計画区域内に所在する二次交通拠点から観光スポット等に至るまでの経路や観光スポット間の経路等の徒歩での周遊ルート上を指します。駅改札内や空港内への設置は補助の対象となりません。

公衆トイレの洋式化 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の申請者が複数の公衆トイレについて申請する場合、要望書は公衆トイレごとの提出となるのでしょうか。	公衆トイレごとに要望書を作成し、提出ください。
2	補助対象事業者に宗教法人は含まれますか。	<p>含まれます。ただし、下記の事項にご注意ください。</p> <p>本事業の補助対象となるトイレは、誰でも無料で利用可能な、公共性が高いトイレである必要があります。宗教法人の方が所有するトイレを整備する場合には、あくまで観光上の必要に基づく施設であるとの趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱います。</p> <p>①専ら宗教法人関係者が使用するトイレについては補助対象外とし、訪日外国人旅行者等が主として使用するトイレの場合に限る。</p> <p>②当該トイレの所在する自治体から、訪日外国人旅行者等の受入環境整備の観点から整備が必要な公共性の高いトイレである旨の書面（国土交通大臣宛）の提出を条件とする。</p> <p>（必要な記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら宗教法人関係者が使用するトイレではなく訪日外国人旅行者等が主として使用するトイレであること ・訪日外国人旅行者の受入れ環境整備の観点から整備が必要な公共性の高いトイレであること

補助対象事業		
全般		
No.	問	回答
3	公衆トイレは無料で一般に開放されているものとありますが、入場に料金が必要な施設内にある無料で開放されている公衆トイレは補助対象となりますか。	入場料や入館料が必要な施設内に所在する公衆トイレは補助対象外です。
4	公衆トイレの新築、建替、増築は補助対象となりますか。	補助対象です。ただし、土地の取得、公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としません。
5	観光スポット周囲に所在する有料の駐車場内に設置された公衆トイレは補助対象となりますか。	公衆トイレの設置者が自治体の場合、駐車場の有料無料は問わず対象となります。駐車場の設置者が民間事業者でも公衆トイレの設置者が自治体の場合は同様です。
6	冬季は公衆トイレが閉鎖されてしまうが、開設期間要件はありますか。	特にありません。

経費		
No.	問	回答
7	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出して申請することが可能です。
8	公衆トイレを移設することを考えているが、既存のトイレの撤去費用は補助対象となりますか？	移設の場合、移設前後のトイレが同じ観光スポットに関わる公衆トイレであれば、撤去費用は補助対象となり得ます。
9	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。

公衆トイレの洋式化 Q&A

10	和式から洋式に交換する際、温水洗浄便座の設置は可能でしょうか。	可能です。基本整備項目である洋式化を行う場合には、その他の既存洋式トイレへの機能追加も可能です。
11	暖房便座が設置された洋式トイレに温水洗浄便座のみ設置したいが補助対象事業となりますか。	基本整備項目があれば対象となりますが、温水洗浄便座のみの設置は対象外です。
12	トイレの設置状況をHPやアプリに記載する場合は補助対象となりますか。	補助対象外です。
13	街中等から当該公衆トイレへの誘導看板の多言語化は補助対象となりますか。	補助対象となります。尚、新設する場合、当該トイレの場所まで誘導することを主目的に設置する看板であれば補助対象となります。
14	リース設備は補助対象となりますか。	補助対象外です。
15	既存建物の一部を改修（躯体工事）してトイレを設置する場合、便器設置費用や内装部分等については補助対象となりますか。	補助対象事業部分を切り出したの申請は可能です。
16	基本整備項目である「和式便器の洋式化」を実施する場合、別の洋式便器に暖房便座のみを取り付けることは、補助対象となりますか。	補助対象となります。
17	既に温水洗浄便座がついている洋式便器を交換する場合は補助対象となりますか。	自動開閉、自動洗浄、自動除菌等の高機能化を伴う便器の交換であれば補助対象となります。

その他

No.	問	回答
18	旧式の小便器とはどのような便器のことでしょうか。	自動水栓化されていない小便器等を指します。

観光スポットの段差の解消 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の申請者が複数の段差の解消について申請する場合、要望書は観光スポットごとの提出となるのでしょうか。	観光スポットごとに要望書を作成し、提出ください。
2	補助対象事業者に宗教法人は含まれますか。	含まれます。ただし、宗教法人が所有する観光スポットにおける段差を解消する場合には、あくまで観光上の必要に基づく施設であるとの趣旨を踏まえ、当該観光スポットの所在する自治体から、訪日外国人旅行者等の受入環境整備の観点から整備が必要な公共性の高い観光スポットである旨の書面（国土交通大臣宛）をご提出いただく必要があります。

補助対象要件		
No.	問	回答
3	訪日外国人旅行者の評価について、観光スポットが所在する市区町村が実施した調査において、評価が高ければ補助対象となりますか。	一般的に訪日外国人旅行者が多く利用する口コミサイト等において評価が高い観光スポットを補助対象とします。独自に調査されたものは補助対象となりません。
4	口コミサイト等の客観的な評価において、どの程度の評価をされている必要がありますか。	例えば、訪日外国人を対象とした口コミサイト等で一般に公開されている順位等において、過去5年以内に高い評価を得ていることが想定されます。
5	周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用の状況及び移動円滑化の状況とはどういった状況ですか。	最寄りの旅客施設等においても、高齢者・障害者等が円滑に移動ができるようになっており、観光スポットに到達できるようになっているような状況になっていること。
6	観光スポットの周囲や駅からのアクセス経路上の段差の解消も補助対象となりますか。	補助対象となりません。

観光スポットの段差の解消 Q&A

補助対象事業		
経費		
No.	問	回答
7	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出して申請することが可能です。
8	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
9	屋外にエレベーターを設置する場合、エレベーター用の建物や通路が必要となるのですが、補助対象となりますか。	エレベーターの設置等に伴うものであれば、補助対象となります。ただし、外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費は補助対象とはなりません。
10	エレベーター設置のために新たにエレベーター棟を建設する場合、躯体についても補助対象となりますか。	エレベーターの設置等に伴う躯体については、補助対象となります。
11	エレベーターの利用料を受受する場合、補助対象となりますか。	エレベーターの維持管理費程度であれば、補助対象となります。
12	スロープを設置するために、既存の階段の一部を移設する必要があります。階段の移設工事費用も補助対象となりますか。	補助対象要件と照らし合わせて移設工事の必要性を確認しての判断となりますが、補助対象となり得ます。

ICTを活用したゴミ箱の整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数のICTを活用したゴミ箱の整備について申請する場合、要望書はゴミ箱ごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、ゴミ箱毎の要望書提出は不要です。 ICTを活用したゴミ箱の整備においては、原則、複数箇所を組み合わせる必要が要件であるため、同一設置主体が整備計画の範囲内に設置するゴミ箱をまとめて要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	観光施設等の中に設置することは可能でしょうか。	利用料を収受しなければ入場できない場所（有料の観光施設内や鉄道駅の改札内含む。）にあるICTを活用したゴミ箱や観光スポット等施設内における環境向上や美化を目的とした整備は
3	既存のゴミ箱を撤去し新たにICTを活用したゴミ箱を設置することは可能でしょうか。	既存のゴミ箱より機能向上が見られる場合、その撤去費用も含め対象となります。
4	ゴミ箱にデジタルサイネージを付属して整備する場合、配線工事についても補助対象となりますか。	本工事費の一部として申請することが可能です。 ただし、配線工事の範囲については設置に必要な最低限度とし、屋外においては、最寄りの電柱の接続端子等までとなります。
5	デジタルサイネージによる情報発信に附随する設備としての専用パソコンについて、動画の編集や事務作業にも併用可能ですか。	補助対象となる専用パソコンはデジタルサイネージでの情報発信を行うための専用パソコンであり、事務作業等多用途で活用することはできません。
6	デジタルサイネージによる情報発信に広告を伴う内容が含まれていても補助対象となりますか。	広告収入を伴わない観光情報を主として発信する場合において、広告収入が設備の維持管理費程度であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。 ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。
7	ゴミ箱に無料公衆無線LAN環境を付帯させる整備は対象となりますか。	訪日外国人を含む旅行者へ観光案内情報、交通機関情報、災害情報を多言語で提供することを目的とした、ICTゴミ箱に係るコンテンツ（二次元コードによるWebサイトへの誘導等）に付随してインターネットの接続が必要な場合に限り対象となります。

混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の【混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示】の整備について申請する場合、要望書は設置する機器ごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、設置する機器毎の要望書提出は不要です。 【混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示】の整備においては、原則、混雑状況を把握する機器を複数箇所組み合わせること（混雑状況を観光客に示すための機器等も含む）が要件であるため、同一設置主体が整備計画の範囲内に設置する機器等をまとめて要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	車の混雑状況は対象になりますか。	「人」の混雑状況のみを対象とします。
3	観光施設や営利目的施設の中に設置することは可能でしょうか。	利用料を収受しなければ入場できない場所（有料の観光施設内）も補助対象になり得ます。
4	混雑状況を観光客に示すための機器については、計画区域内に1箇所でのみの設置でもよいのでしょうか。	混雑状況を観光客に示すための機器については1箇所のみでも可能です。混雑状況を把握する機器については、計画区域内に複数箇所以上設置いただく必要があります。
5	既に混雑状況を観光客に示すための機器として設置済みのデジタルサイネージを活用予定で、混雑状況を把握する機器（センサーカメラ等）のみを設置する場合は補助対象となりますか。	混雑状況を把握する機器等は、計画区域内に複数箇所以上であり、把握した混雑状況について、訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる体制を整えているのであれば対象となり得ます。
6	既に自治体独自で「混雑状況の見える化と推奨ルートの表示」の整備を実施済みで、混雑状況を把握する機器のみを追加整備する場合は対象となりますか。	計画区域内に既に混雑状況を把握する機器と混雑状況を観光客に示す機器を整備済みで、新たに混雑状況を把握する機器のみを追加する場合は対象となり得ます。ただし、既存の混雑状況を観光客に示す機器については、多言語にて訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる体制を整えていることを前提とします。
7	デジタルサイネージによる混雑情報発信に附随する設備としての専用パソコンについて、動画の編集や事務作業にも併用可能ですか。	補助対象となる専用パソコンはデジタルサイネージでの混雑情報発信を行うための専用パソコンであり、事務作業等多用途で活用することはできません。
8	デジタルサイネージによる情報発信に広告を伴う内容が含まれていても補助対象となりますか。	広告収入を伴わない観光情報を主として発信する場合において、広告収入が設備の維持管理費程度であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。

デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

補助対象事業		
デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化		
No.	問	回答
2	災害情報を発信するためのデジタルサイネージも補助対象として認められるのか。	デジタルサイネージ自体は、補助対象とはなりません。
3	災害情報を発信するデジタルサイネージにおいては、通常有料広告等を放映しているが問題はないか。	非常時において、災害情報を発信することが必要になりますが、通常時の運用内容は原則として問いません。なお、広告内容については公序良俗に反しないものとします。
4	多言語観光案内標識の整備のような事業を活用し、既に国費での補助を受けたデジタルサイネージであっても、補助対象となり得るか。	補助対象となります。

外国人観光案内所 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の外国人観光案内所について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される外国人観光案内所ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
3	大規模施設の一部を外国人観光案内所とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象になりません。ただし、外国人観光案内所にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
4	人件費は補助対象となりますか。	人件費は補助対象になりません。
5	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
6	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。

無料公衆無線LAN環境の整備		
No.	問	回答
7	施設の一部を外国人観光案内所とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	外国人観光案内所のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、外国人観光案内所と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。）

案内標識・掲示物		
No.	問	回答
8	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	外国人観光案内所の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限りです。
9	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅等から、外国人観光案内所へのアクセスルート上となります。
10	商業施設等の一部に外国人観光案内所がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	外国人観光案内所への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
11	観光案内所内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光案内所の情報を含む周辺地図であれば補助対象となります。

外国人観光案内所 Q&A

先進機能の整備		
No.	問	回答
12	多言語翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象になりません。
13	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
14	多言語音声ガイドの情報提供範囲に制限はあるでしょうか。	計画区域内の観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に提供することを目的とした多言語音声ガイドを整備する場合は補助対象となります。
15	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者が持ち歩く機器を整備した場合、観光案内所での貸出時にデポジットを取得することは可能でしょうか。	可能です。
16	多言語音声ガイドを観光案内所以外の場所で貸し出す場合、補助対象となるでしょうか。	補助対象になりません。
17	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用して音声、テキスト等にて案内を行うための設備に係る費用は補助対象となるでしょうか。	訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用した多言語音声ガイドに要する経費も補助対象となります。 例) 各観光スポット前に設置するパネル、Wi-Fiを活用する場合のルーター設置費、コンテンツ制作費
18	AIチャットBotの初期設定における情報提供範囲に制限はあるでしょうか。	計画区域内の観光情報、交通機関情報、災害情報等を含む場合は、一部計画区域外の観光情報、交通機関情報、災害情報等についても補助対象となります。ただし、観光に関係のない情報提供については計画区域内外を問わず補助対象になりません。 ※単に計画区域外の情報への対応を行うための設定は補助対象になりません。
19	AIチャットボットについては、案内所の設置事業者である自治体のHPに設置するものも補助対象となるでしょうか。	観光案内所の情報が掲載されているHPである場合、当該HPとAIチャットボットとの連携は補助対象となります。
20	AIチャットボット内蔵型の機器を観光案内所に設置する場合、機器本体代金も補助対象となるでしょうか。	補助対象になりません。 ただし、デジタルサイネージ内蔵型であれば、デジタルサイネージの要件を満たせば対象となります。
21	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの年間ライセンス料や月額利用料といった維持経費（利用料と切り分けられない初期導入費用含む。）は補助対象になりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
22	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

オンラインコンテンツ作成		
No.	問	回答
23	オンラインではないコンテンツ作成は対象になるのでしょうか。	動画系のコンテンツについては、デジタルサイネージを購入・設置される場合、観光案内所の「先進機能の整備（デジタルサイネージ）」の中で対象になり得ます。紙媒体については、観光案内所内の「揭示物等の多言語化」の中で対象になり得ます。
24	ライブ配信用撮影カメラ等、オンラインコンテンツ提供に必要な機器について用途外に利用することは可能か。	補助対象となるオンラインコンテンツの提供以外の用途で使用することはできません。観光案内所以外の施設に設置（もしくは貸与）する場合には、用途外利用をしない旨を記載の借受書等を作成いただき、実績報告時に写しを提出してください。
25	オンラインコンテンツ体験におけるお土産等の売買については補助対象となりますか。	お土産等の商品の売買については、補助対象になりません。

外国人観光案内所 Q&A

免税対応環境整備		
No.	問	回答
26	免税対応端末としてPOSレジを購入する場合、補助対象となりますか。	レジスターの購入については、補助対象になりません。
27	免税手続き用カウンターの存在を発信する案内標識については、補助対象となりますか。また、案内所への誘導看板への表記については補助対象となりますか。	補助対象となります。案内所への誘導のための案内標識への併記の場合、案内標識に含めて申請してください。

観光案内所の整備・改良		
No.	問	回答
28	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象になりません。
29	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、案内所の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。
30	体験コンテンツの備品等を収納する倉庫は補助対象となりますか。	補助の対象となるのは、主に訪日外国人を含む旅行者が利用する部屋等となりますので、倉庫は補助対象になりません。

地域におけるコト消費促進のための環境整備		
No.	問	回答
31	チケット販売のために利用するパソコンは補助の対象となりますか。	補助の対象となります。

その他		
No.	問	回答
32	そうじ道具などは補助対象となりますか。	補助対象になりません。
33	JNTOの外国人観光案内所認定は、いつまでに取得すれば良いでしょうか。	年度内に認定を取得できるようにしてください。なお、認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。

観光拠点情報・交流施設 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の観光拠点情報・交流施設について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される施設ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。（法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。）

観光拠点		
No.	問	回答
3	観光拠点として、文化や伝統芸能等の無形物を位置づけることは可能でしょうか。	観光拠点情報・交流施設は、観光拠点へ訪れていただくための情報提供の場と位置づけられることから、文化や伝統芸能等無形物そのものは、観光拠点とはなりません。その文化や伝統芸能等無形物に由来する、地域や施設等を観光拠点とすることが必要となります。（例として、「〇〇祭り」ではなく、神社、山車を収める蔵、祭りを実施する地域等が観光拠点として妥当と考えられます）
4	まち全体を観光拠点とすることは可能でしょうか。	漠然と〇〇市全体ではなく、集客力の高い地域を観光拠点とすることは可能です。（例として、伝統的建造物地区等）
5	観光拠点には既に多くの外国人旅行者が来訪している必要がありますか。	現状外国人が多く来訪していない場合は、当該観光拠点への具体的なインバウンド誘客の取組みや、仕掛けづくり等について、説明や資料を求める場合があります。

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
6	大規模施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、観光拠点情報・交流施設部分にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
7	施設を運営する中で、入館料等により収入がある事業があるが、その場合補助対象外となるのでしょうか。	原則、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は、対象になりませんので、必要に応じて収支（予定）を確認させていただきます。
8	人件費は補助対象となるでしょうか。	人件費は補助対象になりません。
9	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
10	客が激減する冬期に施設を閉所する施設となりますが、補助対象となるでしょうか。	何らかの理由により、1年を通じて開所することができない施設でも補助対象となります。ただし、閉所している期間等において、当該施設を目的外の用途に使用する場合は、補助対象になりません。
11	壁等で仕切られていない空間を観光拠点情報・交流施設とすることは可能でしょうか。	他のスペースとは明確に区切られた空間である必要があります。

無料公衆無線LAN環境の整備		
No.	問	回答
12	施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	観光拠点情報・交流施設のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、観光拠点情報・交流施設と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。）

観光拠点情報・交流施設 Q&A

案内標識・掲示物		
No.	問	回答
13	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限りです。
14	案内標識において、「オ）観光拠点情報・交流施設において観光拠点の場所を誘導する看板等」は、観光拠点情報・交流施設内に設置する必要がありますか。	観光拠点情報・交流施設内又はその周辺（施設から近い場所、10m程度）に設置するものが補助対象となります。
15	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅や観光拠点等から、観光拠点情報・交流施設へのアクセスルート上となります。
16	商業施設等の一部に観光拠点情報・交流施設がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	観光拠点情報・交流施設への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
17	観光拠点情報・交流施設内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	体験料、参加費により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であれば、補助対象となります。

先進機能の整備		
No.	問	回答
18	多言語翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象になりません。
19	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
20	多言語音声ガイドの情報提供範囲に制限はあるでしょうか。	計画区域内の観光拠点に関する情報を訪日外国人を含む旅行者に提供することを目的とした多言語音声ガイドを整備する場合は補助対象となります。
21	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者が持ち歩く機器を整備した場合、観光拠点情報・観光拠点での貸出時にデポジットを取得することは可能でしょうか。	可能です。
22	多言語音声ガイドを観光拠点情報・観光拠点以外の場所で貸し出す場合、補助対象となるでしょうか。	補助対象になりません。
23	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用して音声、テキスト等に案内を行うための設備に係る費用は補助対象となるでしょうか。	訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用した多言語音声ガイドに要する経費も補助対象となります。 例）各観光拠点前に設置するパネル、Wi-Fiを活用する場合のルーター設置費、コンテンツ制作費
24	AIチャットBotの初期設定における情報提供範囲に制限はあるでしょうか。	計画区域内の観光情報、交通機関情報、災害情報等を含む場合は、一部計画区域外の観光情報、交通機関情報、災害情報等についても補助対象となります。ただし、観光拠点に関係のない情報提供については計画区域内外を問わず補助対象になりません。 ※単に計画区域外の情報への対応を行うための設定は補助対象
25	AIチャットボット内蔵型の機器を観光拠点情報・交流施設に設置する場合、機器本体代金も補助対象となるでしょうか。	補助対象になりません。ただし、デジタルサイネージ内蔵型であれば、デジタルサイネージの要件を満たせば対象となります。
26	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの年間ライセンス料や月額利用料といった維持経費（利用料と切り分けられない初期導入費用含む。）は補助対象になりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
27	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

観光拠点情報・交流施設 Q&A

No.	問	回答
28	オンラインではないコンテンツ作成は対象になるのでしょうか。	動画系のコンテンツについては、デジタルサイネージを購入・設置される場合、観光拠点情報・交流施設の「先進機能の整備（デジタルサイネージ）」の中で対象になり得ます。紙媒体については、観光拠点情報・交流施設内での「掲示物等の多言語化」の中で対象になり得ます。
29	計画区域外の観光拠点情報・観光拠点に係る疑似体験オンラインコンテンツは補助対象となるのでしょうか。	計画区域内の観光拠点に係る疑似体験が可能な場合のみ補助対象になります。計画区域外の観光拠点が含まれる場合は補助対象になりません。
30	ライブ配信用撮影カメラ等、オンラインコンテンツ提供に必要な機器について用途外に利用することは可能か。	補助対象となるオンラインコンテンツの提供以外の別の用途で使用することはできません。観光拠点情報・観光拠点以外の施設に設置（もしくは貸与）する場合には、用途外利用をしない旨を記載の借受書等を作成いただき、実績報告時に写しを提出
31	オンラインコンテンツ体験におけるお土産等の売買については補助対象となりますか。	お土産の等商品の売買については、補助対象になりません。

観光拠点情報・交流施設の整備・改良

No.	問	回答
32	施設内のトイレ改修だけを事業内容として補助申請することは認められますか。	基幹事業である情報発信機能の向上に関する事業を実施することが必要となります。その上で効果促進事業である建物の改修等に附随するトイレ改修が補助対象となります。なお、トイレ改修だけを希望する場合は、「公衆トイレの洋式化及び機能向上」での申請についてもご検討ください。
33	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修は、補助対象外となりますか。	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修のみの要望では、補助対象になりません。
34	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象になりません。
35	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、観光拠点情報・交流施設の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。
36	体験コンテンツの備品等を収納する倉庫は補助対象となりますか。	補助の対象となるのは、訪日外国人を含む旅行者が利用する部分ですので倉庫は補助対象になりません。

その他

No.	問	回答
37	そうじ道具などは補助対象となるのでしょうか。	補助対象外になりません。